

# ケアマネの部屋

発行日：平成 27 年 9 月 30 日 (No. 17)  
発行元：浜松市介護支援専門員連絡協議会  
ブログ：はままつケアマネの部屋  
<http://keamanenoheya.hamazo.tv/>

## 制度改正後の特定事業所集中減算の対応について

浜松市介護保険課 山下 悦代

特定事業所集中減算についての新しい基準が平成 27 年度後期（平成 27 年 9 月から平成 28 年 2 月末）の実績から適用されることとなります。

算定要件は、正当な理由なく特定の事業所割合が 80% を超えた場合であり、対象サービスの範囲は 17 事業に拡大されます。

現時点で正当な理由の範囲としては、国の Q&A において、「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合等が含まれている。」とされています。

また、その例示の中で挙げられている「地域ケア会議等」について、「地域包括支援センターが実施する事例検討会等を想定している」とされていることから、何らかの形で地域包括支援センターの意見・助言を受けている場合が想定されます。

ただし、地域包括支援センターの意見を受けてさえいればすべてが正当な理由とみなされるとは限りません。

なお、紹介率が 80% を超えることを心配して、現にサービスを利用されているご利用者様の意向を配慮せず、無理な事業所の変更を行うことのないよう、ご理解、ご配慮をお願いいたします。

制度の変更からまだ日が浅いため、今後も引き続き国や県の方針を確認し、情報提供をしていきたいと考えております。



当協会では、ブログ《はままつケアマネの部屋》を立ち上げ運営しております。「各機関からのお知らせ」「研修等のお知らせ」「各職種との連携（医療、民生委員、包括、行政等）」等、業務に関連する情報を発信しています。

はままつケアマネの部屋

検索

スマホからも見られるよ!



## 軽度者の特養への入所手続きについて

浜松市介護保険課 谷野 聡

特別養護老人ホームは、これまで、重度の要介護状態で、ご自宅での生活が難しい方に優先的に入所していただくこととしていましたが、介護保険法が改正され、平成27年4月から、原則として、要介護3以上の方のみが入所できることとなりました。

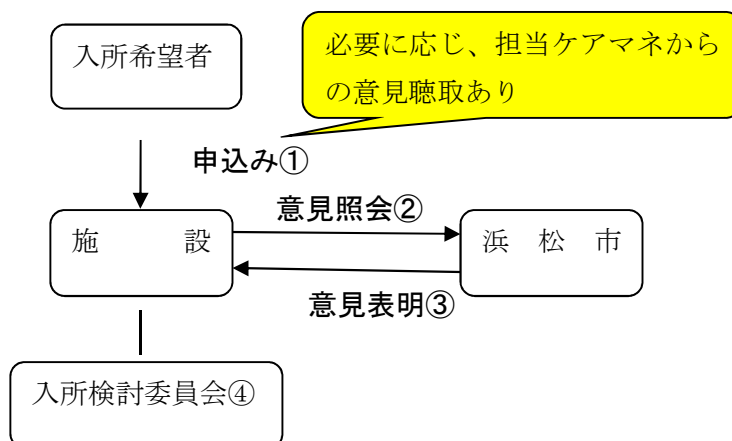
なお、要介護1や要介護2の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入所できますので、今回はその場合の手続きについて説明します。

要介護1や2の方が特例的に入所できるのは、以下のような考慮事項を勘案して特別養護老人ホーム以外での生活が困難な事情がある場合です。

- ① 認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ③ 深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
- ④ 単身世帯等家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分であること

要介護1や2の方が入所の申し込みをするには、特別養護老人ホーム以外での生活が困難である事情について、申込書等に記載していただく必要があります。この場合において、特例入所対象者に該当するか否か判断がつかない場合等、必要に応じて、担当の介護支援専門員等から、当該入所申込者の居宅における生活の困難度についての意見を聴取することがありますので、ご協力をお願いします。

施設は、その申し込みを受けて、保険者である浜松市の意見も聞きながら、特例入所の対象として認められるか、重度の要介護状態で入所を待っている方と比較して優先的に入所することが適当か、検討していきます。



詳細は、浜松市ホームページに、「静岡県指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱要領」ほか特例入所に関する取扱いについて掲載してありますので、参考にしてください。

## 平成27年度浜松市介護支援専門員連絡協議会通常総会報告

広報委員会 岡本 留美子



平成27年6月13日に当協議会の通常総会が可美公園総合センターホールにて開催されました。

現時点での会員数は1181名、出席者189名、委任状提出者417名で規定の過半数を超えましたので総会が成立しました。

第1部の総会では、議事として以下の2点の議案に関しまして承認を頂いております。

① 平成26年度事業報告について ② 平成27年度事業計画について

その後介護保険課より、①介護保険負担限度額認定の更新申請について ②負担割合証の送付について ③高額介護サービス費の限度額の変更について ④制度改正後の特定

事業所集中減算の対応について ⑤地域包括支援センターの愛称設定について 配布された資料をもとに説明がありました。

第2部の研修会では、聖隷三方原病院リハビリテーション科 部長 片桐伯真氏を講師に招き、「高次脳機能障害について知ろう」をテーマに高次脳機能障害の特徴や支援の実際をわかりやすく講義していただきました。みなさんとても熱心に聴き入っておられました。高次脳機能障害への理解が深まり、今後のケアマネジメントにいかしていける手応えを感じていただけたのではないのでしょうか。



### ー編集後記ー

4月から編集メンバーが新しくなりました。ケアマネ業務にパソコンは必須といえども、ワードやエクセルで思ったように紙面を作るのは難しく…悪戦苦闘しながらみんなで頑張っています。ブログともども今後ともよろしく願いいたします。

ご意見やご感想がございましたら事務局までお寄せください。(介護保険課 FAX 053-450-0084)

今後、ますます充実したものになりますよう、関係皆様のご理解とご協力をお願いします。

【広報委員会】 村松佐知子(副会長) 小田ゆう子(中区) 名倉かおり(東区) 長谷川和歌子(西区)  
岡本留美子(南区) 袴田佳代子(北区) 松井江里子(浜北区) 月花真澄(天竜区)